

議案第 8 1 号

## 瑞穂町体育施設条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

使用料の改定等のため、条例の全部を改正する必要があるので、  
本案を提出する。

### 瑞穂町体育施設条例

瑞穂町体育施設条例（昭和 5 0 年条例第 1 7 号）の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 町民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図るため、瑞穂町体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(管理)

第 3 条 体育施設は、瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(開場時間等)

第4条 体育施設(瑞穂町営プールを除く。)の開場時間及び使用区分は、別表第2のとおりとする。

2 瑞穂町営プールの開場時間は、午前9時30分から午後5時30分まで(7月1日から8月31日までの期間に限る。)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(休場日)

第5条 体育施設の休場日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

(2) 毎月16日(瑞穂中央体育館及び瑞穂武道館に限る。)。ただし、この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(使用の承認)

第6条 体育施設を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第7条 委員会は、前条に規定する体育施設の使用の承認(以下「使用の承認」という。)を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を承認しないものとする。

(1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 使用の承認を受けようとする者(瑞穂町営プールを使用しようとする者を除く。)は、別表第3に定める使用料を納めなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 瑞穂町営プールを使用しようとする者(中学生以下の者を除く。)は、2時間を単位として、1人につき100円を納めなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外使用の禁止等)

第11条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の承認を受けた目的以外に体育施設を使用してはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、その権利を譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させてはならない。

(使用の承認の取消し等)

第13条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認若しくは第11条ただし書、次条ただし書及び第15条ただし書に規定する許可を取り消し、又は体育施設の使用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 体育施設の使用の目的又は条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれか又は第15条各号のいずれかに該当する事由が発生し、又は発生しようとしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者が受けた損害について、町は、賠償の責めを負わないものとする。

(設備の変更の禁止)

第14条 使用者は、体育施設に特別の設備を施し、又は変更を加

えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(行為の制限)

第15条 体育施設及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 駐車場以外の場所に車両等の乗り入れをすること。
- (2) 他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) 物品の販売行為等をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が管理上支障があると認めること。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、体育施設の使用を終了したときは、直ちに、設備を原状に復さなければならない。第13条の規定により使用の承認若しくは許可を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第17条 使用者は、体育施設の使用に際して体育施設及び附属設備に損害を与えたときは、委員会が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第18条 町は、使用者が町の責めによらない事故のために身体的損傷を受けたときは、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定は、平成28年6月1日以降に体育施設を使用す

る者から適用し、同日前に体育施設を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、改正前の瑞穂町体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
瑞穂中央体育館	瑞穂町大字石畑 1 9 8 9 番地
瑞穂町営グラウンド	瑞穂町大字箱根ヶ崎 2 1 8 9 番地
瑞穂町営第 2 グラウンド	瑞穂町箱根ヶ崎西松原 3 番地 1
瑞穂町営第 2 庭球場	瑞穂町箱根ヶ崎西松原 5 7 番地 6
瑞穂武道館	瑞穂町大字箱根ヶ崎 5 1 9 番地
瑞穂町営プール	瑞穂町大字石畑 1 9 7 0 番地
瑞穂町営少年サッカー場	瑞穂町大字駒形富士山 3 2 0 番地
シクラメンスポーツ公園	瑞穂町大字箱根ヶ崎 1 1 5 5 番地

別表第 2 (第 4 条関係)

施設名	開場時間	使用区分	
		区分の名称	時間
瑞穂中央体育館	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	午前 1	午前 9 時から 午前 11 時 30 分まで
		午前 2	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで
		午後 1	午後 2 時から 午後 4 時 30 分まで
		午後 2	午後 4 時 30 分から 午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から 午後 9 時 30 分まで
瑞穂町 営グラ ウンド	夏期 午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 1	午前 6 時 30 分から 午前 9 時まで
		午前 2	午前 9 時から 午前 11 時 30 分まで
		午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで
		午後 1	午後 2 時から 午後 4 時 30 分まで
		午後 2	午後 4 時 30 分から 午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から 午後 9 時 30 分まで
		冬期 午前 7 時 から午後 5 時 まで	午前 1
	午前 2		午前 9 時 30 分から 正午まで
	午後 1		正午から 午後 2 時 30 分まで

			午後 2	午後 2 時 3 0 分から 午後 5 時まで
庭球場	夏期 午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで	午前 1	午前 1	午前 6 時 3 0 分から 午前 9 時まで
			午前 2	午前 9 時から 午前 1 1 時 3 0 分まで
			午前 3	午前 1 1 時 3 0 分から 午後 2 時まで
			午後 1	午後 2 時から 午後 4 時 3 0 分まで
			午後 2	午後 4 時 3 0 分から 午後 7 時まで
			夜間	午後 7 時から 午後 9 時 3 0 分まで
			冬期 午前 7 時 から午後 5 時 まで	午前 1
		午前 2		午前 9 時 3 0 分から 正午まで
		午後 1		正午から 午後 2 時 3 0 分まで
		午後 2		午後 2 時 3 0 分から 午後 5 時まで
		午後 1		午後 2 時から 午後 4 時 3 0 分まで
		午後 2		午後 4 時 3 0 分から 午後 7 時まで
		瑞穂町 営第 2 グラ ンド	野球場	夏期 午前 6 時 3 0 分から午後 7 時まで
午前 2	午前 9 時から 午前 1 1 時 3 0 分まで			
午前 3	午前 1 1 時 3 0 分から 午後 2 時まで			
午後 1	午後 2 時から 午後 4 時 3 0 分まで			
午後 2	午後 4 時 3 0 分から 午後 7 時まで			



		冬期 午前 7 時から午後 5 時まで	午前 1	午前 7 時から 午前 9 時 30 分まで
			午前 2	午前 9 時 30 分から 正午まで
			午後 1	正午から 午後 2 時 30 分まで
			午後 2	午後 2 時 30 分から 午後 5 時まで
	ゲート ボール 場	夏期 午前 6 時 30 分から午後 7 時まで	午前 1	午前 6 時 30 分から 午前 9 時まで
			午前 2	午前 9 時から 午前 11 時 30 分まで
			午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで
			午後 1	午後 2 時から 午後 4 時 30 分まで
			午後 2	午後 4 時 30 分から 午後 7 時まで
		冬期 午前 7 時 から午後 5 時 まで	午前 1	午前 7 時から 午前 9 時 30 分まで
			午前 2	午前 9 時 30 分から 正午まで
			午後 1	正午から 午後 2 時 30 分まで
			午後 2	午後 2 時 30 分から 午後 5 時まで
瑞穂町営第 2 庭 球場		夏期 午前 6 時 30 分から午後 7 時まで	午前 1	午前 6 時 30 分から 午前 9 時まで
			午前 2	午前 9 時から 午前 11 時 30 分まで
			午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで

		午後 1	午後 2 時から 午後 4 時 3 0 分まで
		午後 2	午後 4 時 3 0 分から 午後 7 時まで
	冬期 午前 7 時 から午後 5 時ま で	午前 1	午前 7 時から 午前 9 時 3 0 分まで
		午前 2	午前 9 時 3 0 分から 正午まで
		午後 1	正午から 午後 2 時 3 0 分まで
		午後 2	午後 2 時 3 0 分から 午後 5 時まで
瑞穂武道館	午前 9 時から午 後 9 時 3 0 分ま で	午前 1	午前 9 時から 午前 1 1 時 3 0 分まで
		午前 2	午前 1 1 時 3 0 分から 午後 2 時まで
		午後 1	午後 2 時から 午後 4 時 3 0 分まで
		午後 2	午後 4 時 3 0 分から 午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から 午後 9 時 3 0 分まで
瑞穂町営少年サ ッカー場	夏期 午前 6 時 3 0 分から午後 7 時まで	午前 1	午前 6 時 3 0 分から 午前 9 時まで
		午前 2	午前 9 時から 午前 1 1 時 3 0 分まで
		午前 3	午前 1 1 時 3 0 分から 午後 2 時まで
		午後 1	午後 2 時から 午後 4 時 3 0 分まで
		午後 2	午後 4 時 3 0 分から 午後 7 時まで

		冬期 午前 7 時から午後 5 時まで	午前 1	午前 7 時から 午前 9 時 3 0 分まで
			午前 2	午前 9 時 3 0 分から 正午まで
			午後 1	正午から 午後 2 時 3 0 分まで
			午後 2	午後 2 時 3 0 分から 午後 5 時まで
シクラ メン ス ポ ー ツ 公 園	ソフ ト ボ ー ル 場	夏期 午前 6 時 3 0 分から午後 7 時まで	午前 1	午前 6 時 3 0 分から 午前 9 時まで
			午前 2	午前 9 時から 午前 1 1 時 3 0 分まで
			午前 3	午前 1 1 時 3 0 分から 午後 2 時まで
			午後 1	午後 2 時から 午後 4 時 3 0 分まで
			午後 2	午後 4 時 3 0 分から 午後 7 時まで
		冬期 午前 7 時から午後 5 時まで	午前 1	午前 7 時から 午前 9 時 3 0 分まで
			午前 2	午前 9 時 3 0 分から 正午まで
			午後 1	正午から 午後 2 時 3 0 分まで
			午後 2	午後 2 時 3 0 分から 午後 5 時まで

備考

- 1 夏期とは、3月1日から10月31日までをいう。
- 2 冬期とは、11月1日から翌年2月末日までをいう。

別表第3（第8条関係）

（単位：円）

施設名	区分	使用料		
		町内在住 在勤者（入 場料の類 を徴収す るものに 該当する ものを除 く。）	左の者以外 のもの（入場 料の類を徴 収するもの に該当する ものを除く 。）	入場料の類 を徴収する もの
瑞穂中央体育館	第1体育室	1,000	3,000	5,000
	第2体育室	1,000	3,000	5,000
	会議室	500	1,500	2,000
瑞穂町営グラ ンド	野球場	1,200	3,600	6,000
	野球場照明 灯	7,000	21,000	35,000
	庭球場	(1面) 500	(1面) 1,500	(1面) 2,500
	庭球場照明 灯	(1面) 1,200	(1面) 3,600	(1面) 6,000
瑞穂町営第2グ ランド	野球場	1,200	3,600	6,000
	ゲートボー ル場	(1面) 500	(1面) 1,500	(1面) 2,500
瑞穂町営第2庭 球場	庭球場	(1面) 500	(1面) 1,500	(1面) 2,500
瑞穂武道館	柔道場	1,000	3,000	5,000
	剣道場	1,000	3,000	5,000
瑞穂町営少年サ ッカー場	サッカー場	1,200	3,600	6,000
シクラメンスポ ーツ公園	ソフトボー ル場	1,200	3,600	6,000

## 備考

- 1 町内在住者とは、体育施設を使用する者全員が町内に住所を有するもの又は勤務場所があるものをいう。
- 2 使用料は、別表第2使用区分の欄に掲げる区分ごとに納める料金とする。